東日本大震災津波伝承館 令和4年度事業計画

I 展示・解説事業

常設展示、解説員による展示解説及び企画展示を通じて、東日本大震災津波の事実と教訓に関する効果的な学びの場を提供する。

また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、来館者が安心して見学できるよう努めていく。

新型コロナウイルス感染症対策の取組状況

来館者及び職員のマスク着用の徹底、検温(サーモグラフィーカメラの導入)、手指消毒(消毒用アルコールの設置)、受付のアクリル板設置、空調設備及び自然換気、職員による展示設備等の消毒、共用端末等の利用停止、証言ファイルの限定閲覧、シアター席等の間隔確保等

1 展示内容の維持管理及び充実

(1) 常設展示の維持管理

必要に応じて常設展示内容の修正、機器等の保守点検を実施する。 また、3.11 伝承ロードの新規登録に対応した案内表示等の改修を行う。

(2) 企画展示の開催

常設展示を補完したより深い理解とともに、東日本大震災津波に関わる三陸の様々な活動への関心の醸成、訪問を促進するため、企画展示を年4回開催する。

開催にあたっては、県内外の震災伝承施設及び沿岸市町村など関係機関・団体との連携を 図る。

第1回 (6/18~7/18)	碑文が語る三陸の地震津波 (予定)
第2回(9月頃)	(常設展示ゾーン2に関係する展示内容を検討中)
第3回(12月頃)	(常設展示ゾーン3に関係する展示内容を検討中)
第4回(3月頃)	いわて三陸沿岸のいま 2022 (予定)

※このほか、機会を捉えて、東日本大震災津波に関わる機関・団体との共催による展示イベントを開催。

2 解説員の資質向上

来館者が深い理解を得られるよう、また、震災津波に係る最新の知見に対応した解説を行うことができるよう、解説員の資質向上を一層推進するため、解説員に対する集合研修を年2回程度実施するほか、他の震災伝承施設の見学研修等を実施する。

3 安全な見学環境の確保

(1) 災害発生時における来館者及び職員の安全の確保

2か月 に1度の割合で、避難訓練等を実施し、災害発生時の情報伝達、来館者の避難誘導 及び自身の安全確保について、職員に周知徹底を図る。

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止

三密(密閉・密接・密集)環境の排除、座席等の消毒、マスクの着用、検温及び手指の洗 浄・消毒を極力実施するなど、館運営における基本的な感染拡大防止策の徹底を図る。

Ⅱ 教育·普及事業

1 いわて TSUNAMI メモリアルセミナーの開催

東日本大震災津波への深い理解といわて三陸への関心を促すセミナーを、企画展示と合わせて 年4回開催する。

2 震災学習プログラムの運用

学校のニーズに対応した展示解説のほか、予習・復習に対応した震災学習教材(震災学習ノート・震災伝承ノート)を配布する。

3 多様な主体との連携による震災伝承活動の展開

(1) 震災伝承活動等への共催・後援

国、地方公共団体のほか多様な主体と協働して震災伝承や防災に関する取組を推進するため、 昨年度策定した「共催・後援に係る事務処理要領」(別添)に基づき、展示・イベント等の共 催・後援事業を実施する。

(2) 企画展示制作物の貸出

過去の企画展示において制作した展示ポスター等を貸し出し、国、地方公共団体のほか多様な主体による震災伝承の活動を支援するとともに、企画展示内容の広域かつ継続的な発信を図る。

Ⅲ 誘客・宣伝事業

1 報道媒体など機会を捉えた情報発信

(1) **報道機関と連携したパブリシティの推進** 大船渡記者クラブに対して当館の展示内容や動向を積極的に発信する。

(2) ホームページ・SNS を活用した情報発信

当館公式ホームページの充実とともに、当館周辺の日々の動向についてインスタグラム・ ツイッター等を活用して積極的に発信する。

(3) 大規模イベントにおける情報発信

学会、イベント等の機会を捉えたPRや視察誘致活動を行う。

2 教育・研修旅行の誘致促進

- (1) 県内外の学校の教育旅行・校外学習の誘致
 - ・県内学校の教員を対象とした現地研修会を年2回開催する。そのほか教員研修会への出席 や学校訪問等、教育委員会と連携した周知普及の取組を行う。
 - ・教育旅行説明会(県観光協会)への参加のほか、三陸 DMO センターとの連携による誘致活動(旅行会社への働きかけ等)を行う。

(2) 企業・団体の研修旅行の誘致

三陸 DMO センターや 3.11 伝承ロード推進機構との連携による誘致活動(旅行会社への働きかけ等)を行う。

3 多様な来館者の誘致促進

(1) 一般来館者(団体及び個人)の一層の誘致

新型コロナ感染症の収束後を見据え、県観光プロモーション室や三陸DMOセンターと連携 して情報発信や受入態勢整備を図る。

(2) 高田松原復興祈念公園における円滑な受入環境の整備

陸前高田市観光物産協会によるパークガイド事業と連携し、予約状況の共有等を通じて、園内の震災遺構と当館の継ぎ目のない見学環境の充実を図る。

(3) リモート見学の環境整備

コロナ禍において試行的に実施してきたリモート見学について、後々の来館見学につながるよう、見学内容、機器の配置等受入環境の充実を図る。

Ⅳ 交流・連携の推進

1 海外津波博物館との連携

東北大学災害科学国際研究所等の協力を得て、ウェビナー等の機会を捉えてアチェ津波博物館、太平洋津波博物館等との交流機会を確保する。

2 国内災害伝承施設との連携

ぼうさいこくたい 2022 (神戸市) 等の機会を捉え、国内の他の災害伝承施設と施設間連携や 管理運営のあり方について意見交換する。

3 大学との連携

岩手大学及び東北大学災害科学国際研究所との連携協定に基づき、当館の運営等に随時協力をいただくほか、展示・解説、教育・普及等各般の事業実施に際して必要な指導・助言を受ける。

共催・後援に係る事務処理要領

令和4年1月31日決裁 東日本大震災津波伝承館

1 目的

この要領は、東日本大震災津波伝承館(以下「伝承館」という。)のミッション・ステートメントを果たすうえで連携・協働の相手方となる国、地方公共団体若しくはその機関、関係する法人その他の団体等(以下「主催者」という。)が主催する事業に対し、伝承館が共催、後援を承認する際に必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) この要領において「共催」とは、事業の実施について、伝承館がその名義使用を承認し、主催者とともに事業の積極的推進を図ることをいう。

共催事業については、共催名義の使用承認のほか事業実施にあたり伝承館の館長(以下「館長」という。)が必要と認める支援を行う。

(2) この要領において「後援」とは、共催以外のもので、事業の実施について、伝承館がその名義使用を承認し、賛意を表することをいう。

後援事業については、後援名義の使用承認以外の支援は原則として行わない。

3 共催又は後援承認の要件

共催又は後援を承認する事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 東日本大震災津波の事実と教訓の伝承に寄与するものとして、館長が適当と認めるものであること。
- (2) 主催者が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国、地方公共団体又はその機関
 - イ 東日本大震災津波の事実と教訓の伝承に類する目的を掲げ、活動を行う法人
 - ウ その他館長が適当と認める法人又は団体
- (3) 事業が次のア及びイに該当するものであること。
 - ア 公益性を有すると認められること。
 - イ 広域性を有すると認められること。
- (4) 事業の実施場所(会場)について、次のア及びイに該当するものと認められること。
 - ア 保健衛生及び災害防止の措置が十分になされていること。
 - イ 高齢者や障がい者を含め多様な人々が利用しやすいよう配慮された構造設備であること。

4 共催又は後援不承認の要件

次の各号の一に該当する事業は、共催又は後援を承認しないものとする。

- (1) 3に規定する要件のいずれかを満たしていないもの。
- (2) 専ら営利を目的とするもの。
- (3) 特定の政党その他の政治団体の政治活動に関するもの。
- (4) 特定の宗教活動に関するもの。
- (5) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの。
- (6) その他公共の福祉に反する、又は社会通念上適切さを欠くと認められるもの。

5 共催又は後援申請の手続等

共催又は後援の承認を受けようとする主催者は、次に掲げる事項を記載した申請書(参考例: 別紙様式1)に事業概要を記載した書面(開催要項等)を添えて、原則として当該事業を実施する1か月前までに館長あてに提出するものとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 主催者(団体)名
- (3) 他に共催(後援)をする者がある場合、その者の名称
- (4) 申請の区分
- (5) 開催期間
- (6) 開催場所 (会場)
- (7) 対象及び人員
- (8) 料金徴収の有無
- (9) 連絡責任者
- (10) 主催者の構成
- (11) その他参考事項

6 共催又は後援承認の審査

館長は、共催・後援承認審査票(別紙様式2)により提出された申請書を審査し、速やかに共 催又は後援の承認の諾否、承認の条件、承認の取消があり得ること等を主催者に通知するものと する。

7 共催又は後援承認の条件

共催又は後援の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容を変更しないこと。ただし、軽微なものを除く。
- (2) やむを得ず事業の内容を変更する場合は、再度申請を行うこと。
- (3) 共催・後援承諾通知書を交付した後においても、3に適合しない事実又は4に該当する 事実が判明したとき、申請書に虚偽が認められるとき並びに館長が必要があると認めたと き、その承諾を取り消すことがある。
- (4) 上記の場合において、主催者が損害を受けても伝承館は一切賠償の責を負わない。
- (5) 事業等を行うに当たって生じた事故等については、主催者がその責任において処理すること。
- (6) その他必要な条件

8 共催又は後援承認の取消

次の各号の一に該当するときは、共催又は後援の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請の内容に偽りその他の重大な瑕疵があったとき。
- (2) 4に規定する不承認の要件が判明したとき。その他、共催又は後援を承認するにふさわしくない事態が生じたとき。
- (3) 7に規定する承認条件に違反したとき。

附則

1 この事務処理要領は、令和4年1月31日から施行する。

(別紙様式1)

共催(後援)承認申請書

年 月 日

東日本大震災津波伝承館 館長 様

(申請者(団体)名)

下記により、事業の共催(後援)をお願いしたいので関係書類を添えて申請します。

記

1	事業の名称	
2	主催者(団体)名	
3	他に共催(後援)する者があ	
	る場合、その者の名称	
4	申請の区分	共催・後援
5	開催期間	
6	開催場所(会場)	
7	対象及び人員	
8	料金徴収の有無	有 ・ 無 ※料金を徴収する場合は収支予算書を添付すること
9	連絡責任者・連絡先	
10	主催者の構成	
11	その他参考事項	※事業内容(開催要項等)及び法人の概要(定款等)に関する 資料を添付すること

(別紙様式2)

共催•後援承認審査票

	審査項目	審査結果	摘要
1	東日本大震災津波の事実と教訓の伝承に 寄与する事業である。	適・否	
2	主催者が次のいずれかに該当する。		
	ア国、地方公共団体又はその機関		
	イ 東日本大震災津波の事実と教訓の伝	\ \	
	承に類する目的を掲げ、活動を行う法	適・否	
	人		
	ウ その他館長が適当と認める法人又は		
		\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
3	公益性及び広域性を有する事業である。	適・否	
4	実施場所(会場)について、保健衛生及び災害なりの世界が「ハスカスカーカーラ		
	び災害防止の措置が十分になされ、かつ高齢者の際がい者なのは名様なしなが利用し	適・否	
	齢者や障がい者を含め多様な人々が利用し		
	やすいよう配慮された構造設備である。 専ら営利を目的とする事業ではない。		
5	(料金等を徴収する場合は収支予算書を確	適・否	
	(迪 •白	
6	特定の政党その他の政治団体の政治活動		
	に関する事業ではない。	適・否	
7	特定の宗教活動に関する事業ではない。	適・否	
8	法令等に違反し、又は抵触すると認めら	適・否	
	れる事業ではない。	週•台	
9	上記のほか公共の福祉に反する、又は社		
	会通念上適切さを欠くと認められる事業で	適・否	
	はない。		
10	(共催申請の場合)		
	趣旨及び内容において、伝承館が主催者	適・否	
	とともに積極的推進を図るべき事業であ	吧口	
	る。		
11	(後援申請の場合)		
	趣旨及び内容において、伝承館が賛意を	適・否	
	示すべき事業である。		